

令和7年第7回7月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和7年7月8日(火) 午後1時56分から午後2時39分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、34人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二
 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣
 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 27. 長谷川秀樹
 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 34人
5. 欠席委員 3. 高橋 敦樹 26. 工藤 恒實 計2人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

- 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第13号 競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第42号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第44号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 議案第45号 新規就農者対策に関する要望について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次長：村田龍治 主幹：吉村 翔
主査：吉田純也 任用職員：工藤賢聖 計6人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第7回(7月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

暑さも厳しくなり、農作物にも多少被害が出そうな暑さでございますが、体調にも

十分注意していただければと思います。

さて、来月8月26日に西つがる地区の農業委員会大会が、鯉ヶ沢町で開催されます。是非とも100%の出席率を以って、我々の要望を議論して纏めていきたいと思っておりますので出席の程、宜しくお願い致します。

本日は7月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致します。開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には36番 浅見春樹委員、1番 松橋正行委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第13号 競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第42号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第44号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第45号 新規就農者対策に関する要望について
以上、報告2件、議案7件、計9件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」、「報告第13号 競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」、以上2件を事務局から報告させます。

事務局報告（吉村主幹）

1ページをお開きください。報告第12号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第12号は、1ページの番号102番から3ページの番号106番までの5件です。解約は全て田で面積は合わせて48,975㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

続いて、4ページをご覧ください。報告第13号について説明致します。

「買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

4ページの番号2番は、令和7年4月24日付けで青森地方裁判所が期間入札の公告をした競売案件に対し、6月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、令和7年6月24日に農地法第3条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

5ページをお開きください。議案第39号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は6ページの取消し願の写しのとおり1件です。6ページの案件は令和7年6月総会で農地法第3条の賃貸借で許可されましたが、その後に譲渡人がこれまでど

おり農業者年金を貰う都合上、農地中間管理機構を通して貸借を設定し直すことになったため、取消し願を提出したものです。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結致します。これより、議案第39号を採決致します。おはかり致します。議案第39号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは、7ページをお開きください。議案第40号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第40号は、番号275番から13ページの番号290番までの16件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が2件で、面積は畑が5,531㎡。「贈与」の申請が7件、面積は田が52,288㎡、畑が3,349㎡となっております。その他、「賃貸借」の申請が6件、面積は田が31,467㎡、畑が3,268㎡。「使用貸借」の申請が1件で、面積は畑が5,510㎡となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから6ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明します。7ページの275番の畑は総額24万円、10a当たり6万4千円、276番の畑は総額50万円、10a当たり28万4千円、となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結致します。

これより、議案第40号を採決致します。おはかり致します。議案第40号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、20番 成田金春委員、31番 稲葉武彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(20番 成田金春委員、31番 稲葉武彦委員が退席)

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第41号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは14ページをご覧ください。議案第41号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第41号は、番号910番から16ページの番号913番までの4件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が3件で、面積は田が37,544㎡、畑が2,859㎡。「贈与」の申請が1件で、面積は畑が114㎡となっております。別添の農地法第3条調査書7ページから8ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われれます。

次に、売買価格について説明します。14ページの910番の田は10a当り20万円、15ページの911番の田は総額360万円、10a当たり19万9千円、912番の田と畑は総額210万円、10a当たり20万9千円、となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第41号の質疑を終結致します。

これより、議案第41号を採決致します。おはかり致します。議案第41号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

20番 成田金春委員、31番 稲葉武彦委員、入室願います。

（20番 成田金春委員、31番 稲葉武彦委員入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第42号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

17ページをお開きください。議案第42号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

番号1の申請地は、木造桜木の田1筆で面積が2,300㎡の内630㎡です。農業用倉庫を新築するための申請です。周辺は農地や宅地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。1番 松橋正行委員、報告をお願い致します。

（1番 松橋正行委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前10時00分より、「6」番「杉野森」委員と私「1」番「松橋」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号1番の申請の場所は、つがる市役所より南に約660mに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会）

ないようですので、議案第42号質疑を終結致します。

これより、議案第42号を採決致します。

議案第42号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。

この案件については、30番 工藤正樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（30番 工藤正樹委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）

それでは、議案第43号について説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

18ページをお開きください。議案第43号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

番号901番の農地の所在地は、牛潟町鷺野沢の畑1筆で面積が9,529㎡の内401㎡です。既設風力の内部機材交換修理のための搬入路拡幅用地の申請です。周辺は農地と山林であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。1番 松橋正行委員、報告をお願い致します。

(1番 松橋正行委員報告)

現地確認の報告を致します。本日午前10時40分より、「6」番「杉野森」委員と私「1」番「松橋」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号901番の申請の場所は、牛瀨公民館より西に約2.4kmに位置し、周辺は農地や山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会）

ないようですので、議案第43号質疑を終結致します。

これより、議案第43号を採決致します。

議案第43号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

30番 工藤正樹委員入室願います。

(30番 工藤正樹委員入室し着席)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第44号 農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは19ページをご覧ください。議案第44号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第44号の件数については、貸借が1件となっております。権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。

番号1番、利用権を設定する農用地は、木造大湯町、館岡、稲垣町千年の田、13筆、面積は23,342㎡です。期間は10年で、賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の決定理由は借受希望者のうち経営地に最も接近です。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により8月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第44号の質疑を終結致します。

これより、議案第44号を採決致します。おはかり致します。議案第44号は、原案のとおり要請することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第45号 新規就農者対策に関する要望について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（村田次長）

それでは、21ページをお開きください。議案第45号について説明致します。

議案第45号、「新規就農者対策に関する要望について」。新規就農者対策に関する要望について承認を求める。令和7年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由でございますが、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町で構成する西・つがる地区農業委員会連絡協議会から、市町毎に要請決議を作成して要望するため、承認を求めるものであります。

22ページをお願い致します。西・つがる地区農業委員会大会での決議事項として、青森県農業会議へ要請するものであります。令和7年度のつがる市農業委員会からの要望については、「新規就農者対策に関する要望について」という内容で提出したため、承認を求めるものであります。内容については事前に配布してあるため割愛させていただきますが、「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）の年齢要件の緩和と十分な予算の確保」の要望となっております。以上、よろしくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第45号の質疑を終結致します。

これより、議案第45号を採決致します。おはかり致します。議案第45号は、原案のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程(案)について (中野事務局長)

- | | | |
|--------|-------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和7年8月7日(木) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |
| 2) 日 時 | 令和7年9月3日(水) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |

2. 事務連絡

- 1) 農業委員会大会・研修会について (工藤会計年度任用職員)
- 2) 全国農業新聞の普及活動について (竹内副参事)
- 3) 農用地のあっせんのお願について (吉田主査)
- 4) 令和7年 田畑売買価格等に関する調査について (吉村主幹)

議 長 (藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和7年第7回(7月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。